

信組住宅ローンペアローン型Q & A

夫婦・親子お二人で住宅ローンを借入れる方法は、3つあります。

「連帯債務型」、「ペアローン型」、「連帯保証型（既存の住宅ローン）」です。
朝日新聞信用組合ではすべて取り扱っております。

[Q 1. ペアローンとは？](#)

[Q 2. 特徴は？](#)

[Q 3. 利用できる人は？](#)

[Q 4. 借入限度額は？](#)

[Q 5. 融資期間は？](#)

[Q 6. 返済口座は？](#)

[Q 7. 返済日は？](#)

[Q 8. 団体信用生命保険の加入は？](#)

[Q 9. 死亡した場合は？](#)

[Q 10. 離婚した場合は？](#)

Q 1. ペアローンとは？

- A. 同一物件に対して、朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方が夫婦や親子でそれぞれ住宅ローンを借入れることをいいます。
2本立ての住宅ローンで、それぞれが個別に債務を負うとともに、互いに連帯保証人になります。

Q 2. 特徴は？

- A. ①収入合算できます。

お一人で借入れする場合に比べ、借入額を増やせます。

②それぞれ住宅ローン控除を利用できます。

条件を満たした場合には、それぞれが住宅ローン控除を利用することができます。

③それぞれ団体信用生命保険に加入できます。

それぞれが団体信用生命保険に加入でき、お二人のどちらかがお亡くなりになった場合、または所定の高度障害になられた場合には、その方の住宅ローンは団体信用生命保険からの保険金で完済され、その後の返済が不要になります（保険金請求手続きにより、保険会社が保険金支払いの可否決定を行います）。もう一方の方の住宅ローンは保険金で完済されません。

④それぞれ異なる金利タイプ・融資期間を組み合わせることができます。

金利タイプは一方が変動金利を選択し、もう一方は15年固定金利などを選ぶことが可能です。融資期間は最長40年または債務者の年齢が満80歳までのいずれか短い期間の範囲でそれぞれ選べます。

詳しくはQ5をご覧ください。

⑤契約時の印紙代等が2契約分必要です。

住宅ローンの契約が2本になるため、連帯債務型と比較すると、契約時の印紙代や登記費用が嵩む場合があります。

⑥配偶者・親または子ども口座開設・組合員加入いただけます。

ペアローン型をご利用いただくには、配偶者・親または子ども口座開設・組合加入が必要で
す。組合加入いただく事で様々なサービスをご利用いただけます。

- ・ 外部 ATM 利用手数料が月 5 回まで実質無料
- ・ 定期預金の店頭金利に対して、金利を上乗せ
- ・ 組合員限定の預金や各種ローン（※）が利用可能
※信組住宅ローン・住宅諸費用ローンのみご利用いただけます。
詳しくは下記の URL をご覧下さい。

<https://www.asahishimbun.shinkumi.jp/procedure/join/>

信組住宅ローンが完済となった場合は、組合脱退の手続きが必要になります。

Q 3. 利用できる人は？

A. お二人で次の条件をすべて満たす場合にご利用できます。

●朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方

- ・ 朝日新聞信用組合の組合員で勤続 1 年以上
- ・ 年齢満 18 歳以上
- ・ 現役の社員・職員・役員
- ・ 当組合指定の団体信用生命保険に加入が認められる方

●組合員のご家族

- ・ 上記に該当する組合員と同居（または同居予定）の戸籍上の配偶者、親または子
- ・ 勤続 1 年以上（年金受給者も可）
- ・ 年齢満 18 歳以上
- ・ 前年年収 300 万円以上
- ・ 当組合指定の団体信用生命保険に加入が認められる方

●ご融資の対象となる物件を共有物件とすること

※個人事業主・フリーランスの方は安定かつ継続した収入があり、将来にわたって安定した収入が見込める方

※契約社員・派遣社員の方もご利用いただけます。

※産休・育休明け等で前年年収が 300 万円に満たない場合は、ご相談ください。

※お二人とも組合員の方（朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方）もご利用いただけます。

※親または子は血族に限ります。

※事実婚は対象外です。

Q 4. 借入限度額は？

A. それぞれが 8,000 万円以内です。

朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方よりも配偶者・親または子の借入金額が多い場合でもお申し込み可能です。

Q 5. 融資期間は？

A. 最長40年または債務者の年齢が満80歳までのいずれか短い期間です。

ただし、配偶者・親または子は、朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方の融資期間より長い期間にはできません。

親子（親60歳・子30歳）でお借入れの場合、親が朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方であれば融資期間は80歳までの最長20年、子も最長20年です。子が朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方であれば子の融資期間は最長40年です。親は80歳までの最長20年です。

Q 6. 返済口座は？

A. それぞれの普通預金口座からの返済になります。

配偶者・親または子も返済用の普通預金口座を作成します。

朝日新聞社・関連団体にお勤めの方は、給与・賞与天引きで返済していただきます。

朝日新聞グループ企業にお勤めの方は、信組残し額、または天引き額を申し込みください。

配偶者・親または子は返済日前日までに普通預金口座に返済資金を入金しておいてください。

Q 7. 返済日は？

A. 朝日新聞社・関連団体にお勤めの方は、毎月22日（休日の場合は前営業日）。

朝日新聞グループ企業にお勤めの方は、毎月28日（休日の場合は翌営業日）。

配偶者・親または子は、朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方の返済日に準じます。

賞与返済月は1月・7月です。

Q 8. 団体信用生命保険の加入は？

A. それぞれ当組合指定の団体信用生命保険に加入していただきます（申込内容により保険会社の審査がございます）。

保険料は当組合が負担します。

また、ご希望によりがん保障特約付団体信用生命保険にご加入いただく事ができます（満18歳以上満51歳未満の方）。ご利用の場合は、適用金利に所定の利率を上乗せします。

それぞれが別の団体信用生命保険に加入することも可能です。

例えば夫婦で加入される場合で、夫は一般の団体信用生命保険に加入し、妻はがん保障特約付

団体信用生命保険を選ぶことも可能です。

Q 9. 死亡した場合は？

A. お亡くなりになった方の住宅ローンが、支払われる保険金により完済されます（保険金請求手続きにより、保険会社が保険金支払いの可否決定を行います）。

もう一方の方の住宅ローンは保険金で完済されません。

朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方がお亡くなりになった場合、配偶者・親または子は、組合員資格を失うことになり、原則として一括返済していただくこととなりますが、お客様のご事情に沿って対応いたしますのでご相談ください。

Q 10. 離婚した場合は？

A. 朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めでない方は、組合員資格を失うことになり、原則として一括返済していただくこととなりますが、お客様のご事情に沿って対応いたしますのでご相談ください。